

令和 4 年 6 月 10 日

第 5 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和4年第5回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室から209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	石松 雄平
委 員	2 番	梅木 美代
	3 番	穴井 英雄
	4 番	飯沼 由彦
	5 番	宮崎 博美
	6 番	佐藤 仲子
	7 番	穴井 千年

農地利用最適化推進委員 宮原地区 麻生 輝雄 、 小田 清
北里地区 後藤 信介 、 木附 栄三

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）

第6 議案第4号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号4 による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局職員（係長）	橋本 弘二
事務局職員（主査）	波多野 裕

7. 会議の概要

係 長 ただ今から、令和4年第5回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番梅木美代委員、3番穴井英雄委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和4年6月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案番号1、農地の所在は、大字北里字〇〇、地目は、登記簿原野、現況畑、面積397,251㎡です。うち地上権設定面積74.5㎡です。権利の種別は、3条地上権です。内容は、新規です。貸付け人、借受け人は記載の通りです。申請事由は、地熱発電造成に伴う逆T式擁壁の基礎埋設です。備考欄には、設定期間を記載しています。詳細は、別冊資料1をご覧ください。別冊の1ページから3ページが許可申請書の写しです。1ページの下段に許可申請面積397,251㎡のうち逆T式擁壁の基礎の一部が農地に越境するとのことで、その面積が74.5㎡と記載があります。

2 ページと 3 ページが設定内容、計画内容の記載になっております。2 ページは、〇〇と〇〇で地上権の権利を設定して使用期間は 30 年と記載があります。3 ページの内容は、可能な限り地上権の設定をしないように計画を検討したが、やむをえず農地内に進入することになりましたと記載があります。また構造設計基準に基づき構築することはもちろんですが、基礎の部分は埋設するため表面上は見えなくなり、営農には支障はないようにすると内容が記載されています。4 ページは平面図、5 ページが標準断面図です。この基礎コンクリートの厚さの記載が抜けておりますが、確認しましたら 80 cm とのことです。6 ページが登記簿の写し、7 ページが字図、8-1 ページが現地立会時の写真、8-2 ページが位置図、8-3 ページが航空写真、9 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

3 番 この案件については 6 月 7 日に私と後藤推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、馬の放牧がおこなわれている農地でした。隣接地の擁壁の一部が農地に越境することです。越境部分は、完全埋設とのことなので、営農に支障はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7 番 8-1 ページの写真の土が見える部分に擁壁を造るのですか。この黒土の部分が農地になっているのですか。

事 務 局 その通りです。

6 番 8-1 ページ馬が写っていますが、この場所には現在何頭いるのですか。

事 務 局 約 36 頭と聞いています。

1 番 ○○の太陽パネルが雨で崩れて農道に土が流れ込んだりした件があったですね。お尋ねしたいのが、5 ページの標準断面図は、行政の建設課で承認されているのですか。

事務局 申請者に確認したところ役場の建設課に届け出るような案件ではなく、経済産業省に承認されているとのことでした。

1 番 わかりました。行政的には承諾されているとのことですね。

議長 それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第 3 議案第 2 号番号 1「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 議長 議案書の 2 ページを開いてください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見であります、下記の農地の申請について意見がありましたので意見を求めます。令和 4 年 6 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第 2 番号 1、農地の所在は大字北里字○○、地目は、登記簿原野、現況畑、面積 397,251 m²のうち 2,183 m²です。権利は、使用貸借。貸付け人、借受け人は記載の通りです。一時転用目的は、発電所工事期間中の作業ヤード、資材置場、重機置場等として利用とのこと。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊の 10 から 11 ページ、許可申請書の写しです。12 ページから 13 ページが事業計画書、14 ページが位置図、15 ページが航空写真、16 ページが施工時の資材・重機等の配置図、17 ページが面積求積図、18 ページが排水計画図、19 ページと 20 ページが作業ヤード見積書、21 ページから 22 ページが作業ヤード撤去工事の見積書、23 ページが残高証明書、24 ページが土地代替えの検討表、25 ページが代替えを検討した位置図、26 ページ

ジが登記簿の写し、27 ページが字図、28 ページが現地立会時の写真、29 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

3 番 この案件については 6 月 7 日に私と後藤推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。前の議案と同じ場所です。現地は、馬の放牧がおこなわれている農地でした。隣接地の事業実施のために農地の一部を一時的に転用することです。必要最低限の期間と転用面積でおこなうとのこと、やむおえない一時転用と思われます。先ほど石松委員が言われましたように、崩れないように注意をしてくださいと申し述べてきました。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 一時転用期間が 2 年間となっていますが、2 年間経ったらまた議案としてあがってくるのですか。

事 務 局 2 年経過したら撤去し、農地に現況復旧されるので、再び審議する議案としてあがることはありません。

1 番 つまりですね。事務局もこの一時転用に携わり続けることはできないですね。この撤去するのを忘れていたらどうなるのですか。資材が置いたままになっていたらどうなるのかと思いました。

事 務 局 基本的には、一時転用が撤去されないことは考えられないです。許可権者が撤去時期の管理はするので、撤去されると思われます。

1 番 今回、申請者の所有者と転用者がグループ会社になるので、長期間経過すると一時転用の撤去についてあやふやにならないだろうかと思いました。

- 事務局 事務局も撤去がされるように確認をしていきます。
- 6 番 現地写真でいうとどのあたりに作業ヤードができるのですか。
- 3 番 聞いた話では、法面の前です。
- 議長 それでは採決いたします。議案第 2 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

- 議長 全員挙手ですので、議案第 2 号番号 1 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

- 議長 次に、日程第 4 議案第 2 号番号 2「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

- 係 議長 議案第 2 番号 2、農地の所在は大字宮原字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、2 筆とも登記簿田、現況田、面積は上から 310 m²、40 m²で 2 筆合計 350 m²です。権利は、所有権移転。譲り渡し人、譲受け人は記載の通りです。転用目的は、個人住宅の新築及び駐車場として利用となっています。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。30 ページから 31 ページが許可申請書の写しです。32 ページが事業計画書、33 ページが位置図、34 ページが航空写真、35 ページが建物駐車場等の配置図、36 ページが 1 階の平面図、37 ページが 2 階平面図、38 ページが立面図、39 ページが排水計画図、40 ページから 41 ページが新築工事の見積書、42 ページが資金証明をする書類、43 ページが土地代替えの検討表、44 ページから 46 ページが代替えを検討した土地の位置図、47 ページから 48 ページが登記簿の写し、49 ページが字図、50 ページが現地立会時の写真、51 ページが確認書です。説明は以上です。

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼由彦委員から報告をお願いします。

4 番 この案件については、6月7日に私と麻生推進委員、小田推進委員及び事務局2名で現地を確認しました。現地は、町道と宅配業社の建物に隣接しており、転用面積は必要最低限となっているようです。この転用により周辺の支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番 ○○ですか。

事 務 局 ○○ではないですが、○○になります。

7 番 先月報告のあった合意解約した農地ですか。あの時の借り手は○○でしたよね。

事 務 局 先月報告した合意解約した農地です。合意解約した使用貸借の貸し手と借り手は○○です。

議 長 それでは採決いたします。議案第2号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第2号番号2は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第5 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の農地利用集積計画について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の4ページを開いてください。農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（所有権移転）とありますが農業基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地の集積計画の決定について意見を求めます。令和4年6月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第 3 号番号 1、農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 6 筆です。地目は、全て登記簿田、現況も田、面積は上から 674 m²、687 m²、59 m²、1,203 m²、591 m²、515 m²、6 筆合計 3,729 m²です。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。利用目的は、水田。以下記載の通りです。詳細は別冊資料 1 をご覧ください。52 ページが所有権移転関係書類の写し、53 ページが字図、54 ページが航空写真です。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 〇〇とはどこですか。

事 務 局 上田〇〇の河川の向かい側です。

5 番 水稻を作付けしているのですか。

事 務 局 現在は、飼料作物を作付けしています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 3 号の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号の原案について同意することを決定します。

議 長 日程第 6 議案第 4 号番号 1 から番号 4「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 5 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）であります。が、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用

地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和 4 年 6 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第 4 号番号 1 です。農地の所在は、大字下城字〇〇、地番が上から〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆です。地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は、上から 1,491 m²、1,586 m²、2,784 m²、3 筆合計 5,861 m²。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、野菜。以下記載の通りです。詳細は別冊資料 1 の 55 ページ、利用権設定関係書類の写しをご覧ください。

番号 2 です。農地の所在は、大字下城字〇〇、地番が〇〇です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は 1,854 m²です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、野菜。以下記載の通りです。詳細は別冊資料 1 の 56 ページ、利用権設定関係書類の写しをご覧ください。

番号 3 です。農地の所在は、大字北里字〇〇、地番が〇〇です。地目は、登記簿田、現況も田、面積は 1,285 m²です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻。以下記載の通りです。詳細は別冊資料 1 の 57 ページ、利用権設定関係書類の写しをご覧ください。

番号 4 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、地番が上から〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 5 筆です。地目は、登記簿全て田、現況も全て田、面積は上から 2,162 m²、1,924 m²、1,303 m²、680 m²、1,984 m²、5 筆合計 8,053 m²です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、野菜。以下記載の通りです。詳細は別冊資料 1 の 58 ページ、利用権設定関係書類の写しをご覧ください。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

4 番 番号 1 と 2 の解除条件付き使用貸借について簡単に説明していただけますか。

事 務 局 解除条件付き使用貸借とは、農業をするために所有者と一般法人が無償の利用権設定をする場合になります。解除条件付きとは、所有者と一般法人が解除条件を記載した契約書を締結し、一般法人が借り受けた農地を適正に利用しない場合は、貸借契約を解除することできる利用権設定です。

7 番 番号 1 と 2 についてです。利用目的が大豆ではなくて野菜と記載がありますが、こういった野菜を作付けするのですか。

事務局 利用目的については、大豆が作付けされるかもしれないですが、申請時は畑と記載があり、作付け品目は決まっていなかったようにしたので野菜と記載しております。

1 番 番号 4 は、再設定になっていますが、現在は利用されているのですか。

事務局 耕作者に確認したところ現在は作付けされていないようです。今年から作付けのために土づくりをすると聞いています。

5 番 番号 4 の字〇〇はどこですか。

事務局 字〇〇の上流に位置しています。

議長 それでは、採決いたします。議案第 4 号番号 1 から番号 4 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 4 号番号 1 から番号 4 の原案について同意することを決定します。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 5 回総会を閉会致します。

令和 4 年第 5 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

3 番